

院外処方箋移行に伴う Q&A

Q 自立支援医療をご利用の場合、薬局の追加申請はどこで行ったらよいですか？

A ご自身でお住まいの市町村にて手続きを行ってください。

Q いつ市町村で追加申請を行ったらよいですか？

A 2025年4月1日以降にご受診される日の前日までに申請を行ってください。

申請は早めに行える場合もあります。お住まいの市町村へお問い合わせください。

※但し、森林公園メンタルクリニックの近くに開設を予定しております「アイン薬局 森林公園店」をご利用の場合は現在建設中のため、2025年3月中旬以降にお手続きしていただく予定となります。

(例) ① 2025年2月28日受診→次回2025年4月1日受診予定の場合

※2025年3月中に申請のお手続きを完了してください。

② 2025年3月31日受診予定の場合

※ご受診後、次回の受診日までに申請手続きをお願い致します。

Q 調剤薬局はどのように選べばよいですか？

A 患者様のご希望される薬局で構いません。

但し、自立支援医療制度をご利用の方は、自立支援医療指定薬局を選択する必要があります。

自立支援医療指定薬局の有無や現在処方されておりますお薬の有無については、事前にご自身でご希望される薬局様へお問い合わせください。

また、当クリニックの近くに2025年4月1日よりアイン薬局 森林公園店（自立支援医療指定薬局）が開設予定です。（原則、森林公園メンタルクリニックの採用薬は継承いたします。）

Q 2025年4月1日前に院外処方箋発行は可能か？

A 不可。2025年3月31日までは、従来通り院内処方箋となります。

Q 自立支援変更手続き後、日付をさかのぼることは可能か？

A 不可。お手続きした日からの適用となります。